

平成26年12月定例会 県土整備委員会（付託）

平成26年12月16日（火）

[委員会の概要 県土整備部関係]

岡田委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに議事に入ります。これより、県土整備部関係の調査を行います。

県土整備部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 平成27年度に向けた県土整備部の施策の基本方針について（資料①）
- 「第2回平成26年台風11号を踏まえた今後の出水対応を検討する会」の開催結果について（資料②）

小林県土整備部長

それでは2点、御報告させていただきます。

まず、1点目は、平成27年度に向けた県土整備部の施策の基本方針についてでございます。これは、来年度の予算編成に向けた県土整備部の施策についての基本的な方針や方向性を御報告するとともに、併せて、その内容を県ホームページに掲載し、県民の皆様にも広くお知らせしようとするものでございます。

お手元の資料（その1）をお願いいたします。県土整備部におきましては、今年度、平成の大関所とやゆされてきた本四高速への全国共通料金制度の導入が実現し、「陸・海・空」の交通体系が飛躍的に進化する、正にエポックメイクの年を迎えております。

平成27年度は、これまでとは次元の違うステージに向かって、次期総合計画や国土強靱化地域計画、さらには公共施設等総合管理計画の策定を踏まえ、中長期を見据えて今後の県土づくりの礎となる施策を展開してまいりたいと考えております。

具体的には、「『安全・安心』対策の推進」、「『経済・雇用』対策の推進」、「『宝の島・徳島』の実現」の三つの柱に加え、「まち、ひと、しごと」の視点から、個性あふれる「地方創生」のための新たな取組により、国土強靱化と地方創生をリードし、将来に夢と希望の持てる社会の実現を目指してまいります。

個別の施策につきましては、裏面にまとめさせていただいております。

まず、第一の柱、「『安全・安心』対策の推進」でございます。

大規模地震に備える事前防災・減災対策の推進については、大規模地震を迎え撃つ対策として、沿岸地域におけるL1津波対策の推進や、津波避難等に資する道路整備を実施してまいります。災害に強い地域構造の構築として、住宅・民間建築物耐震化の総合支援などを実施してまいりますとともに、安全で確実な避難の確保では、空き家・空き建築物対策の推進として、地震時に倒壊して道路を閉塞するおそれのある老朽化した危険な空き家

等の除却を促進してまいります。

次に、右側に移りまして、浸水害や土砂災害を未然に防ぐ災害予防の強化については、8月豪雨災害の被災状況等を踏まえ、那賀川をはじめ、浸水被害の軽減を図る河川改修や、土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域の指定に向けた基礎調査を加速するなど、ハード、ソフト両面から総合的な治水対策を進めてまいります。

社会資本の総合的・戦略的維持管理については、公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化対策として個別計画の策定推進や、計画に基づく戦略的維持管理、更新にしっかりと取り組んでまいります。

誰もが安全で安心して生活できる社会基盤の整備については、通学路の交通安全対策など、日常生活の安全・安心の確保や、污水处理施設の整備促進をはじめ、生活排水対策を総合的に推進してまいります。

次に、第二の柱、「『経済・雇用』対策の推進」でございます。

広域交通ネットワークの整備・利用促進については、道路基金を活用し、四国横断自動車道をはじめとする直轄事業等の整備を促進するとともに、高速道路等の利用促進を図るソフト事業を展開してまいります。

産業・経済のグローバル化へ対応する基盤整備については、外国クルーズ客船の寄港拡大に向けた取組や、航空需要の拡大に対応する空港の機能強化を積極的に推進してまいります。

右側に移りまして、地域資源を活用した新たな取組については、地域の拠点化に向けた道の駅の整備、充実等に取り組むとともに、文化・スポーツの力でまちづくりについては、文化との連携による鉄道の活性化を図るため、引き続きジャズトレインなど、音楽列車の取組を進めてまいります。

次に、第三の柱、「『宝の島・徳島』の実現」でございます。

「陸・海・空」交通体系の更なる進化については本県の優位性を生かし、更なる観光誘客、企業誘致を図るため、ネクストステージへのスタートダッシュを切る「陸・海・空」交通体系一体での施策を展開してまいります。

「陸」については、ミッシングリンクの整備促進及び高速道路の機能強化などにより、空港、港湾との交通結節機能の更なる強化を図ってまいります。「海」については、大阪湾ベイエリア港湾の一体活用に向けた取組や、外国クルーズ客船の寄港拡大に向けたポートセールスを実施してまいります。「空」については、高速道路との直結による利用拡大を積極的にPRしてまいります。

国土軸のリダンダンシーの確立に向けた取組については、四国新幹線計画の実現に向けて、関係機関との連携による提言活動を展開してまいります。

公共交通機関の利用促進と地域活性化については、DMVやジャズ列車による地域の活性化や、フェリーや生活路線バスなどの利用促進の取組を進めてまいります。

自然エネルギー立県の実現については、土木施設の省エネルギー化を推進するため、道路照明灯のLED化を加速させてまいります。

また、こうした施策に加え、個性あふれる地方創生のための新たな取組といたしまして、「まち、ひと、しごと」の視点から、地域資源の有効活用や民間活力の導入による個性的

な地域づくりを進めるとともに、職員の技術力向上や市町村への技術支援による人材育成と技術の伝承、支援を実施してまいります。さらに、公共事業予算の持続的、安定的確保を図るとともに、建設産業の担い手の確保、育成と魅力発信に取り組むなど、建設産業の健全な発展を推進してまいります。

以上で、来年度の予算編成に向けました施策の基本的な方針の説明を終わらせていただきます。

2点目は、「第2回平成26年台風11号を踏まえた今後の出水対応を検討する会」の開催結果についてでございます。お手元の資料（その2）を御覧ください。

去る12月1日に第2回目となる会議を開催し、会議の冒頭に、飯泉知事から台風11号で被災された地元の皆様方の強い声を代弁する形で、今回の長安口ダムの洪水調節等の操作状況、現在進めているダム改造事業の目的とその効果、ダム放流量と下流域の浸水状況との関係を整理したタイムラインについて、住民の皆様にはわかりやすい形で示していただきたいと当検討会に要請を行いました。

その後、阿南市及び那賀町からは、台風11号来襲時における危機管理対応についての報告がなされるとともに、その際にはダムからの情報を総合的に整理、分析し、判断する体制が必要であるとの危機管理上の課題が示されました。

続きまして国からは、過去最大の流量となった要因、河川水位や長安口ダム操作の状況、ダムの流入量予測の変遷と実績との比較分析など、第1回会議での意見を踏まえた説明が行われました。

これらの報告や説明を踏まえ、委員から、長安口ダムの操作については、今回の技術的な整理を踏まえ、県民にわかりやすく伝えることが必要である。長安口ダムの改造と河川整備の進捗に応じた出水対応の検討が必要である。今回同様の降雨に対する情報発信、伝達の在り方について検討が必要であるなどの意見を頂いたところであります。今後のスケジュールにつきましては、12月24日に第3回の会議を開催することとしております。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

岡田委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

古田委員

まず、今、部長からお話のありました12月1日に開かれた検討する会の問題について少しお伺いをしたいと思います。

知事もこの検討する会に来られて、地元の住民の皆さんの強い声を代弁してこのようにおっしゃったということは、知事が重く受け止めてくれていると感じまして、大いに評価をしたいと思います。ただ、長安口ダムについて二度と浸水が起こらないために、どのようにしていくかという具体的なことを示していただかないと、このように正しく操作しま

したということだけでは、住民の皆さんは納得できないと思います。

そのあたりは12月24日に第3回を開かれて、この検討する会は年内にまとめるということと言われていたと思いますが、12月24日には今後どうするという方向も含めてまとめがされるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

綿貫水資源・流域調整室長

まず、台風11号を踏まえた今後の出水対応を検討する会におきまして、知事のほうからの要請もありました住民の方々へのわかりやすい説明、さらに今回のダム操作の在り方であるとか、今後二度と同じような水害を起こさないためにどう対応していくのか。また、住民避難や情報伝達の在り方につきまして、第3回目となります12月24日、この検討会でまとめる方向で、今、国、市、町、そして専門家の徳島大学等の委員の方々、それから県におきまして、鋭意準備を進めているところでございます。

古田委員

知事が長安口ダムの洪水調節等の操作状況をしっかりとしてくださいと要請をされておりますけれども、操作は今までの操作規則に基づいてきちんとやりましたというのが国からの説明です。その説明だけでは住民が納得できるかといったらそうではなくて、二度と起こらないようにするためには、操作規則の見直しも含めて検討されているのか、その辺のところはいかがですか。

綿貫水資源・流域調整室長

第2回の検討会におきまして、まず検討会の座長のほうから、知事からの3点の要請については、引き続き次回の検討会で結論を出していきたい。それから、ダム操作に関して操作規則に沿った対応であったが、今回のような洪水に対応する操作として、問題点はなかったのかという点の検証は必要である。また、もっと水位を下げておくべきであったとか、あるいは満杯まで貯めることはできなかったかにつきましては、国から提出された資料で技術的な決着がついてきていると感じているが、わかりやすく伝えるよう考えていく必要がある。

また、実は徳島大学のほうが住民アンケートも行ってございまして、ダム放流量やただし書き操作の情報が、必ずしも事前に正しく伝わっていないとの声もある。実際に水が入ってきてから避難した人や、いろいろな情報が来るがどうしてよいかわからないといった意見もある。情報が真に役立っているか、大きな課題と考えている。そして、そういった情報の出し方や住民避難の促し方について、次回に結論を出していきたい。それが知事の3番目の要請でもあるタイムラインにつながっていくと思うということで、座長のほうに取りまとめを行っております。

古田委員

今回、その情報をきちんと伝えていく。それから知事が要請しているように、ダム放流量と下流域の浸水状況との関係を整理したタイムラインを、きちんとわかるようにしてい

くという方向，これは私たち住民も望んでいることです。この方向は良いと思いますけれども，今のダム操作の方法ではどんどん堆砂が進んで，たくさんの水が出て浸水がもっと広がっていくという状況を伝えるだけでは解決にならないのと，もう一つ，今のダム操作の在り方が利水中心になっているのを，治水中心の操作に切り替えていかないといけない。そういうところを，きちんと第3回目のまとめの中に，検討して入れるようにしてください。

このまとめというのは，国，県，市や町，専門家の方々が入ってするということですのでけれども，それぞれから出された課題について受け止めて，会議に出す素案を作るのは国が責任を持ってするのですか。そこのところはどうですか。

綿貫水資源・流域調整室長

資料は国，また県管理区間につきましては県のほうで作業を進めております。そして，検討会の委員の皆様方から御意見，御質問等があったことについて，それぞれ国，県が報告，また説明資料をまとめ，それを検討会の中で有識者の方々と議論させていただいて取りまとめていくという形になります。

古田委員

被害を受けた方々は，とにかく操作規則を見直して治水中心のダム操作に変えてほしいという思いですので，是非そこのところをしっかりと酌んだまとめをしていただきたいと思っています。

それともう一つ，詳しい情報を住民にわかりやすくしないといけないということは当然のことですけれども，那賀川には県がライブカメラを設置していないわけです。

那賀町が設置をしているカメラは，私も見に行ってきましたけれども，それは町が管理する川のほうから那賀川に入っていく支川のところに設置をされておまして，それは洪水時にずっと見ることができそうですが，県が設置をしていないというのは問題です。

住民の皆さんは，あれだけの水があふれて流れている映像を直接見ることによって，どうしなければいけないということを考えるわけで，ただ何トン流しますというだけでは，どうすれば良いかが全くわからないわけですから，是非，県としてもカメラを設置すべきだと思いますけれども，そこのところはいかがでしょうか。

綿貫水資源・流域調整室長

河川の水位であるとか，ダムからの放流量に係る情報の提供は，非常に重要と認識しております。

まず県におきましては，河川の水位やダムの放流量などについて常時確認ができるよう，県のホームページの「安心とくしま」の中に設けました徳島県県土防災情報において発信をしております。

またライブカメラ等につきましては，委員お話のとおり，まず国におきまして，阿南市古庄地点の出水時における河川の状況，那賀川の橋の橋脚に設置された水位を目視するための量水標であるとか，それらが確認できるライブ映像を提供しております。また那賀町

におきましては、和食地区の浸水状況をリアルタイムに確認できるよう、那賀川の支川であります南川に24時間監視できるライブカメラを設置し、ケーブルテレビで映像を配信しております。

こういった国や流域市・町等の既存のシステムも最大限に活用し、連絡も密にしまして、降雨量や河川の水位など、河川情報を住民の皆様到的に情報提供できますよう努めてまいりたいと思います。

古田委員

今の答弁では、国や町に任せて県は設置をするという考えが全然ない。そのようなことではだめだということを私たちは申し上げております。

国土交通省が設置しているライブカメラというのは、ずっと映像を流してはいません。前の大雨が降ったときでも、私たちが一生懸命インターネットで調べようとしても、今は映像を流していませんという状況でした。だから、県として県民の命や暮らしを守る、財産を守るという立場から、県もカメラを設置して県民に情報提供する。那賀町のケーブルテレビは阿南市では見えない状況があるのですから、県として設置をして提供するというのは当然ではないですか。わざわざ知事がそのような状況を要請もして、タイムラインも出さないということをおっしゃっているのですから、県としてもそういう方向で進めるべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。是非、設置をする方向で御検討いただきたいと思います。

綿貫水資源・流域調整室長

県におきましては、ホームページの「安心とくしま」の中の徳島県県土防災情報におきまして、水位や放流量を発信してございます。カメラにつきましては国、また市町の設置しているカメラ、これらを既存のシステムとして最大限に活用して、情報提供ができるように努めてまいりたいと考えております。

古田委員

阿南市の古庄にあるカメラというのは、この前の大きな浸水があったところよりはずっと下流です。そんなところでもだめなわけです。それよりも、上流の地域での水量がどうかということがわかるようなカメラを設置するべきなので、それは強く求めたいと思いますが、どうですか。

森河川振興課長

今、委員のほうからライブカメラ設置についての御質問でございます。

徳島県におきまして、他の河川もそうでございますけれども、水位計あるいは雨量計などを設置して災害に対応する情報提供というものは、ホームページなどを通じまして、県民の皆様提供させていただいているものでございます。

今後とも国、あるいは関連の市町と連携して的確な情報提供に努めまして、県民の皆様の安全・安心に努めてまいりたいと考えてございます。

古田委員

水位計や雨量計の数字ではわからない部分がありますので、このような水の流れをしているという映像を自分の目で見て判断するということが重要なことですので、今後の課題として、是非とも設置の方向でお願いをしておきたいと思います。

次に、大雪の被害で孤立集落がたくさんできて、大変な思いをされた方がたくさんいらっしゃいます。吉野川市で亡くなったお二人の方は、車が脱輪したので歩いて登って亡くなられたということですが、徳島県の場合そんなにたくさん雪が積もるという認識ができていないので、ここまでが道路だという標識があまりできていないように思います。今回の大雪を教訓にして、雪国で見かけるここまでが道路だという標識を設置していただきたいと思います。

私も、井川スキー場へ何回か孫を連れていったりしていますので感じるのですが、曲がり角のような細いところは危ないです。そのようなところがたくさんありますので、お客さんがたくさん来るような道路には、きちんと標識を立てていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

折目防災・安全対策担当室長

今、古田委員からお話がありました施設名ですが、これはスノーポールという施設でございます。このスノーポールの設置についての御質問ということでお答えさせていただきます。

スノーポールでございますが、積雪時には道路の路肩を明示したり、また、ドライバーへの視線誘導を行うなど、雪道においては通行車両の安全確保に有効な施設であると考えております。これまでの設置事例でございますが、徳島県内におきましては、つるぎ町の一般国道438号の剣山スキー場周辺において数か所設置されております。

しかしながら、今回、豪雪被害の大きかった県西部の大利辻線、それから腕山花ノ内線、これはいずれも井川スキー場へのアクセス道路となる路線でございます。こういったところには設置できておりませんので、現在こういった箇所での設置に向けて検討を進めているところでございます。

古田委員

是非とも設置をして、新たな事故がないように進めていただきたいと思います。

次に、県営住宅の件でございますけれども、今回、万代町団地、名東（東）団地、津田松原団地の3団地合わせて300戸の新しい団地ができるということは大変喜ばしいことで、住む方にとっては近代的な住宅が、そして今後、福祉施設や集会所なども平成27年度には建設をしていくという予定が出されました。

この新しい住宅ができることに対しては、頑張ってくださいありがとうございますけれども、これは徳島市内中心の小さな12団地を取り壊して300戸を建設ということで、その取り壊す予定の12団地すべての戸数が何戸であったのか。それと11月には新たに県営住宅の申込みがされておりますけれども、何戸募集して何世帯ぐらいの方々が応募されて、

倍率がどのくらいだったのかをお伺いしたいと思います。

香川住宅課長

ただいま古田委員から、今回の集約化の対象となる12団地の戸数と、11月募集、通常実施しております募集の戸数についての御質問を頂きました。

委員から御紹介を頂きました集約化の団地につきましては、12団地を3団地にするわけでございますけれども、12団地を合わせまして645戸となっております。

また、11月募集につきましては、住宅の戸数で40戸を出ささせていただきますと、応募につきましては、これは一般住宅とか優先住宅とかございますけれども、世帯数で申し上げますと119戸で、倍率でいいますと約3倍ということになっております。

古田委員

645戸あったのを300戸にしたということと、11月の募集に関しては約3倍の方々が申込みをされていたということですが、消費税は8%に上がり年金は下げられ、多くの方々はだんだん暮らしにくくなっているのが今の現状です。アベノミクスと言いますけれども、本当に格差がどんどん大きくなっているのが、今の政治の状況だと思います。ですから、本当に安心して住める公営住宅というのを皆さん大変待っているわけで、新しく300戸できたのはうれしいですけれども、645戸を300戸にしてしまったということは問題ですし、3倍強の方が県営住宅に申込みを望んでいるという状況を見ましたら、もっと県営住宅を造っていくということが県民の願いではないかと思っておりますけれども、そのあたりはどのように受け止められているのでしょうか。

香川住宅課長

古田委員から、集約化に伴いまして645戸が減っているということと、募集状況から見まして、県営住宅を増やすべきではないかという御質問であったかと思っております。

今回の集約化の対象団地645戸につきましては、3団地で300戸にするところでございますけれども、12月1日現在の状況を申し上げますと、入居者のいる住宅は254戸となっております。昨日、新しくできました万代町団地につきまして、鍵をお渡ししておりますので、そこから少し減ってはまいりますけれども、12月1日時点で254戸ということで、300から見ますと約40戸ほど余裕があるという状況でございます。

こういった状況の中、本県は特に高齢化等々が進んでまいってきております。本県における県営住宅では、先ほどの集約化の団地等を含めまして5,000戸弱、戸数があるわけでございますけれども、市町村営の住宅につきましても1万5,000戸ほどございます。こういったところで2万戸ほど管理されておりますので、先ほど申し上げました高齢化社会の中で、また、社会が多様化、複雑化する中で、ひとり親世帯の増加やDV被害者の発生といった住宅確保要配慮者については増えてきているところでございますので、そういった方々に十分配慮しながら社会情勢の変化を踏まえつつ、耐震性の確保ですとか住宅施策、福祉施策の連携といった課題に対応しまして、これまで蓄積してまいりました2万戸の住宅ストックを有効に活用して、適切に維持管理してまいりたいと考えているところでござ

います。

古田委員

耐震化ができていないから新たな募集はしない、それから新しく建った県営住宅に入っただけなどで、実際に入居している人は少なくなっている状況のようですけれども、実際には645戸の12団地を集約して300戸にしたのですから、345戸減っているわけです。もしそれが、それぞれのところで維持管理をしていくということで進めておれば、もっとたくさんの方が県営住宅に入れるわけです。今回、11月は募集が40戸で応募が119世帯ということで、応募しても入れないだろうと諦めてしまっている方もいらっしゃるわけですから、県民の最低限の暮らしを守っていくということで、県営住宅は増やしていく方向で今後も検討していただきたい、県民の願いに応えていただきたいというのが私の思いでございます。

今の御答弁では、市町村営のものも利用して2万戸ということでしたけれども、なかなか入れなくて、やむを得ず民間の高いところへ入っているという方はたくさんいらっしゃるわけです。今、本当に暮らしが大変になって、入りたいけれども県営住宅に当たらないという方がいらっしゃるのですから、県民の声に応えるというためには県営住宅を増やさないと解決しませんので、是非、県民の願いを受け止めていただきたいと思っております。

香川住宅課長

古田委員から、再度の県営住宅についての御質問を頂戴いたしました。

先ほど申し上げました、今回の11月の募集を少し分析してみますと、お部屋によって倍率というのは非常にばらばらでございます、最高倍率でいきますと13倍といったところもございまして、10倍以上は13倍が1戸だけでございます、一方、ゼロ倍ということで申込者が全くない住戸もございました。40戸中5戸ということでございます。団地間で、非常にばらつきが出ているところでございます。もちろん立地や築年数、今お住まいのところということで、一定集中する傾向が出ておりますけれども、私どもといたしましては、できるだけ入っていただくということで、入居者の抽選会が終わりまして、その場合に、例えば、先ほど申し上げました申込者がいなかった5戸につきましては、当日外れた方について再度募集するなどの機会を設けているところでございます。今後ともこういった住宅困窮者の皆様に配慮しつつ適切な住宅を提供できますよう、努めてまいりたいと考えているところでございます。

古田委員

なかなか増やすという御答弁が頂けませんけれども、県民の願いがありますので、是非、要望に応えていただきたいとお願いしておきます。

最後に、企業局とも関連するのですけれども、旧桜谷発電所は県下で二番目に出来たダムのない水力発電所ということで明治43年に建設されて、重厚な石積みの取水口や排水口が土木学会の土木遺産として推奨され指定をされて、今は那賀町が管理をしております。

今、徳島県は自然エネルギーを増やしていくということで、飯泉知事も頑張ってくれて

おります。その一番先駆けとなった旧桜谷発電所というのは、後世に伝えていく大きな意味があると思います。

災害の痕跡などを巡るツアーなどが計画されて、大変好評ということでもありますけれども、自然エネルギーの発祥の地であった発電所跡を是非多くの方々に知らせて、自然エネルギーを進めていくという取組の一つにさせていただきたい思います。

それで、取水口のほうは細い道があるそうですけれども、排水口跡のほうには下りていく道がありません。そういうところに遊歩道を作っていただくとか、ここにこのような遺産があるという標識を作っていただくなど、那賀町と協力して是非県としても取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

森河川振興課長

今、御質問のございました那賀町桜谷にございます旧桜谷発電所につきましては、明治43年に自然地形を活用したダムのない水力発電所として、徳島水力電気株式会社、現在の四国電力でございますけれども、そこにより建設されまして、県内の水力発電の草分けとなった施設でございます。この施設につきましては、昭和30年の長安口ダムの完成、それと日野谷発電所が送電を開始したことに伴いまして、施設が廃止されてございます。

旧桜谷発電所につきましては昨年11月、重厚な石積みの取水口などが現存する貴重な土木遺産として評価されまして、平成25年度土木学会推奨土木遺産に認定されたところでございます。

委員のほうから御質問がございました、この施設にかかわります遊歩道の整備とか、あるいは案内標識などにつきましては、今現在、那賀町において施設が管理されているところでございますので、まずは那賀町において検討されるべきものと考えてございます。県といたしましては、町のほうから要請がございましたら河川管理者として、出来る限りの協力はしてまいりたいと考えてございます。

古田委員

是非、多くの方々や子どもたちが見学ツアーなどできるように、今後取組をお願いして終わります。

大西委員

まずはじめに、県営住宅と県内の住宅政策につきまして、徳島県としても今までいろいろされてこられたところでもありますし、私も今年度、本会議で人口増についての対策、少子化対策ということで質問をさせていただきましたが、県営住宅や徳島県内の住宅政策につきましては、もう少し力を入れていく必要があるのではないかと思います。この委員会の前に東京都や宮城県へお話を伺うために参りましたので、私が思うところを何点かお聞きしたいと思います。

今、ひとり親家庭、障がい者の方、高齢者の方や多子世帯の方を優先枠という形で、この徳島県でも枠を作って入居の申込み手続をされるような形になっておりますけれども、私がお話を伺ったところでは、少子化対策のために小学生、中学生の子どもさんがいらっ

しやる御家庭に申込みを優遇したり、あるいは期間を決めて10年間は中学生やそれよりも下の子どもさんがいらっしゃる御家庭に入っていただくという優先枠というか、戸数を確保しております。東京都では総数も多いですけれども、1割程度を子どもさんのいらっしゃる御家庭に配分するという形で、少子化対策の一つとしてされております。宮城県では、申込む時点で子どもさんのいらっしゃる方については2回抽選できるという制度も作っているということで、何らかの形で子どもさんのいらっしゃる家庭を優遇するというような県営住宅の募集をしております。

確かに、いろいろな考え方があるとは思いますが、子どもができることによって家計が苦しくなるので、子どもをつくるのをやめようということにならないよう、できるだけ家賃の安いところに入ってください。

今は大体条件を付けていませんので、一旦入居されると入っている方が亡くなるまで、そこにずっと50年も60年も入居されているわけです。そうではなくて、子どもが大きくなるまでという期限を付けるなど、いろいろ考えていく必要があると思います。

徳島県として少子化対策のために県営住宅の在り方を考えていく、見直していく、少子化対策の観点で子どものいる家庭に対して更に何か工夫をしていくというお考えはないか。是非やってもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

香川住宅課長

大西委員から、人口減少社会におけます、いわゆる少子化対策の観点から住宅施策について何か考えてはどうかという御質問であったかと思えます。

県営住宅につきましては、先ほど少し古田委員さんの御質問についてお答えをさせていただきましたけれども、いわゆる公営住宅法及び徳島県の住宅の設管条例に基づきまして管理を行っております。現在、年4回公募をさせていただいているところでございます。

各回の募集につきましては、公営住宅の入居資格、単純に言いますと収入基準でございますけれども、これに該当する方々のうち高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等の、特に民間におきましてなかなか住宅が確保しづらい方々につきましては、公募の際に公開抽選による一般枠と別に選考による優先枠を設けておるところでございます。この優先枠につきましては、事情を十分お聞きした上で入居候補者を選定させていただいております。こちらの優先枠につきましては、毎回、募集戸数の大体2割程度とさせていただいておりますけれども、平成17年度からは、少子化対策といたしまして多子世帯、お子さんが多い方向けに、更に若干、別の戸数を別枠として設けて充実を図っているところでございます。

また、今申し上げました子育て世帯に限りませんが、優先枠の希望者の皆様方につきましては、同時に一般枠にも応募できるということで、2回抽選できるようなものでございますけれども、そういった形で一般枠の方よりも入居しやすいように配慮しているところでございます。

また、平成25年度におきましては、子どものいらっしゃる御家庭の入居収入基準につきましては、月額15万8,000円以下から月額21万4,000円以下に引き上げておまして、これは分権一括法によりまして、県の裁量により更に入居要件を緩和することが可能になり

ましたので、子どもの要件をそれまでは小学校就学前、いわゆる幼稚園児とか保育所に通っているお子さん方から中学校卒業までということで、中学生まで緩和しているところでございます。

こういったことで、本県におきましても少子化対策の視点から子育て世帯の入居について配慮してきているところでございます。

また、こちらは全国共通でございますが、お子さんがいらっしゃれば収入基準からは一定の額を引くということで、より入りやすくさせていただいているところでございます。

先ほど委員のほうから、東京都ですとか宮城県のお話がありました。東京都につきましては詳しくは存じておりませんが、一般募集で30倍といったところで、非常に特殊な事情があると思っております。また定期につきましては、私も話だけは知っておりますが、そういった定期でお願いした場合で期間が過ぎた後、収入基準を満たさない場合はどうするのかと、少し疑問もあるところでございます。

委員から御紹介がございました東京都とか宮城県とか、他の都道府県の状況も十分勉強させていただきますとともに、本県の応募者の状況は先ほど御紹介させていただきましたけれども、私の感じでは多くの方が高齢者ということでございますので、少し応募状況を詳しく分析させていただいて、勉強をさせていただきたいと思っております。

大西委員

今、香川住宅課長から懇切丁寧な御説明を頂きましたけれども、一応、入居の際に収入の基準を考えると、子どもがいらっしゃる家庭は選考のときに優遇しているということは、多分どこの都道府県でもされていることだと思います。東京都にしても宮城県にしても、県営住宅に入居する倍率が高いということは間違いのないですし、徳島は大都市と比べると少し低い倍率であるとは思いますが。

ただ、住宅課長から県営住宅、公営住宅の在り方や他県の状況を一回勉強させてもらいたい、それから現在の徳島県の県営住宅の入居状況についても分析したいということでございますので、是非一回分析して研究してもらいたいと思います。

今、本当に子どもを産み育てていくのが大変な状況で、なおかつ子どもを産み育てるのは社会全体でしていかないと、少子化が止まらないという待ったなしの状態であるわけですから、県営住宅、公営住宅の使命として、この社会が直面した問題に対して少しでも住宅政策としてそれを活用していくということが必要ではないかと思うわけです。

東京の都営住宅については、10年間だけ入ってくださいという期限付きでされている。その10年入居できるという条件は、子どもがいるということです。子どもがいらっしゃる御家庭を優遇しましょうという話で戸数を割り当てて、その指定された部屋については子どもがいらっしゃる御家庭に入ってもらいますよということでやっている。

10年たった後に出ないとか、収入基準を超えてしまったという問題はどうするのですかとお聞きしましたら、子育て世帯に優遇されている制度であるという趣旨を入居者の方がよく理解して、制度を始めて一番最初に10年以上になった方が何人かいたけれども、その何人かの方についてはトラブルはなかった。いろいろお話を聞いて、違う団地を紹介したり、ちょっと学校から遠いところの空きが多い都営住宅をあっせんして移ってもらうとか、

このような形になっているそうです。

だから、そのやり方はいろいろあるとは思いますが、是非とも県営住宅の少子化対策への貢献ということを考えてもらいたいということで、私は本会議でも、ありとあらゆる県の部署がこの少子化対策、人口増対策をやっていかなければいけない。そういう観点で今後全部の施策を見直しして、展開していかなければいけないと申し上げました。

県営住宅も同じだと思います。直接県民の方がサービスを受ける一番の窓口になっていると思いますので、是非とも検討していただきたい。部長をはじめ幹部の皆さん方も、そういうことで考えていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

もう一つは同じ少子化対策ということで、県の住宅課は県営住宅だけでなく、県内の住宅政策もつかさどっています。県内の子どもさんがいらっしゃる若い方の御家庭は、所得がそれほど高くないと思います。そういう方が民間の賃貸住宅に入るのは、なかなか大変です。昔、私の地元で、優良住宅を若い世代に比較的安く提供しようという施策をしたと思います。今、それが継続されているかどうか知りませんが、そこは県営住宅ではありませんので、県が一から十まで管理しているわけではありません。けれども、子育て世帯に比較的安価に優良な住宅を提供してあげて、しかも学校の近くというところで、県が少しでも子育て世帯の方々に支援ができるような住宅政策というものを、徳島県内の特に徳島市内で、県として展開していくようなことも必要なのではないかと思います。県営住宅以外の子育て支援の住宅政策ということも考えなければいけないと思うのですが、いかがでしょうか。

香川住宅課長

県営住宅を除いた県内の住宅に関しまして、少子化対策についてどのように考えているのか、もっと進めていくべきではないかといった御質問であると思います。

本県におきましては住宅セーフティネット法に基づきまして、徳島県の居住支援協議会というものを設立してございます。こちらは子育て世帯に限るわけではございませんけれども、低額所得者ですとか高齢者の方々、また子育て世帯、そういった住宅の確保に特に配慮を要するの方々について民間賃貸住宅等へ円滑に入居できるよう環境の整備をしようとするものでございまして、県や市町村、不動産関係の団体にもお入りいただいております。この団体によりまして、居住支援を行う団体ですとか空き住戸等、こういった方々が入るに当たりまして問題なく入れる住戸につきましては、ホームページ上で物件が検索できるようなシステムを構築しているところでございます。

しかしながら、実は十分な戸数が確保できていないところでございますので、こういったものにつきましては委員からもお話がございましたので、再度、不動産関係団体とか市町村等々と連携を図って進めてまいりたいと思っております。

また、平成24年度からは国のほうの事業で、住宅確保の要配慮者の入居を条件として、空き家のある賃貸住宅のリフォームを国に補助していただける制度というのもできてございます。こういった制度につきましても、民間の方々に十分周知をさせていただきまして、少子化対策を一層進めてまいりたいと考えているところでございます。

大西委員

徳島市安宅のほうで、高齢者の方についてのシルバー住宅というのでしょうか。高齢者の方は年金生活であるので、アパートやマンションなどの賃貸住宅に受け入れてくれない。それに対して、比較的高齢者向けのアパートやマンションについては、オーナーの方に価格を少し安くしていただいて、高齢者の方を受け入れますという施策を県でされています。

インターネットのホームページでシルバー住宅の一覧というのがあるが、それを見てその住宅を見に行ってから申込みという制度だったと思います。例えば、それをシルバーだけではなくて子育て世帯向けでやる。子どもがいると落書きをしたり穴をあけたりというので、嫌がって貸さないオーナーの方もいらっしゃるようですから、県内の一般賃貸住宅向けの少子化対策を県でやるとしたら、私は提案したいと思います。県としてオーナーさんを募って、高齢者の方と同じように、少子化対策として子どものいらっしゃる御家庭に貸しますと手を挙げていただいて、しかも少し安めに家賃を設定していただいて、その一覧表を県のホームページで出すとか、県が取りまとめをするということをやったらどうかと思います。子育て世帯に対する協議会みたいなものがあるようですけれども、是非とも県が旗を振って、新たな少子化対策をやってもらいたいと思います。

そうでないと、今は77万人ですが、20年後には50万人台ぐらいになると言われていて、本当に住宅課としてそういうことを一生懸命に考えて、少子化対策をやっていかなければならないときに来ていると思います。是非、住宅政策に徳島県内の少子化対策の視点で取り組んでももらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

香川住宅課長

少子化対策に係ります住宅政策ということで、御質問を頂きました。

夢一番館につきましては、県が20年間借り上げをいたしまして、先ほど委員もおっしゃいましたけれども、一定の所得のある方について貸出しをしていた制度でございます。

こちらにつきましては、20年間という期間がそもそも決まっておりましたので、本年8月をもって県の借り上げが終了したところでございます。こちらの住戸につきましては、やはり20年たちますと、かなり空き室も出てきたという状況であったと存じます。

先ほど、委員からも御提案を頂きました、民間住宅も含めた少子化対策ということにつきまして、高齢者の優良賃貸住宅のお話ございましたけれども、こちらは制度といたしまして高齢者の居住の安定確保に関する法律という法律で、高齢者向けの優良賃貸住宅という制度がございまして、建設されまして10年間、家賃対策の補助という制度がございました。こちらにつきましては平成18年に出来ておりますので、平成28年には終了する予定でございます。

今後の少子化対策ということでございますけれども、先ほど申し上げました居住支援協議会等がございまして、そういったところで民間の方々、市町村の方々を交えまして、今後とも十分支援する方向につきまして、検討してまいりたいと考えております。

また、先ほど御紹介させていただきました国の補助事業につきましても、来年度からは、更に住宅確保の要配慮者が入居できるような仕組みを検討中ということをお聞きしておりますので、そういった制度も御紹介しまして、建築費を抑えながら、民間住宅をこう

いった方々へ提供できるような仕組みを周知してまいりたいと考えております。

大西委員

本当に今、少子化対策であの手この手を考えてやらなければいけないときに来ていますので、知恵を絞ってやってもらいたいと思います。

それからこの間、国道11号バイパスを走っておりますと、空港に曲がる交差点のところで自動車販売店が通常どおり営業しているような状況ですが、あれは確か今年度中に、まず四国横断自動車道が鳴門ジャンクションから徳島インターチェンジでつながる。そして、松茂スマートインターチェンジができて県道徳島空港線が延伸されるということだったのですが、平成26年度中の見通しはどうなっているのでしょうか。本当に私たち県民が通行できるようになるのかどうか、そういう見通しをお聞きしたいと思います。

久保道路整備課長

徳島空港線の西延伸事業についての進捗と、今後の予定ということでございます。

今、本事業につきましては、四国横断自動車道の松茂スマートインターチェンジと徳島阿波おどり空港を直結して空港へのアクセスを向上することによりまして、広域交通ネットワークの拡大や地域経済の活性化、観光の振興、更には災害に強い高速道路との接続による防災力の向上などを目的に進めている、今までの徳島空港線を国道11号から西に1.3キロメートルほど延伸するバイパス道路でございます。この事業につきましては、平成22年度に事業着手いたしまして整備を進めているところでございます。

現在の進捗状況でございます。まず、この工区には旧吉野川をまたぐ橋梁がございますので、それに工期を要しますことから、先行的に平成24年度から工事を進めまして、先月上旬に完成したところでございます。また、委員御質問の一般道路部分でございます。この区間につきましても、区間を区切ったの工事の発注を進めております。現在、先ほど委員からお話のあった移転物件が残っている箇所を除きまして、全面的な工事展開を行っておるところでございます。物件が残る箇所につきましても、移転後速やかに工事着手できるように計画的に進捗を図っております。

ちなみに、先ほど委員がおっしゃられた自動車販売店につきましては、12月末ぐらいには移転するというのを聞いてございます。

こういうことでございまして、今後とも四国横断自動車道や松茂スマートインターチェンジの供用に遅れることのないように、工事の進捗に努めたいと考えております。

神野高規格道路課長

私のほうから、四国横断自動車道鳴門ジャンクションから徳島インターチェンジ間及び松茂スマートインターチェンジの進捗状況についてお答えさせていただきます。

現在、四国横断自動車道鳴門ジャンクションから徳島インターチェンジ間につきましては、全線にわたり橋梁や盛土工事はもちろんのこと、その総仕上げとも言うべき舗装や施設等の工事も順調に進捗しております。西日本高速道路株式会社が、平成26年度内の供用を目指しまして工事を進めているところでございます。また、松茂スマートインターチェ

ンジにつきましても本線と同時供用を目指しまして、鋭意取り組んでいるところでございます。今後とも引き続き、事業主体である西日本高速道路株式会社と連携して、一日も早い供用を目指してまいりたいと考えております。

大西委員

県道徳島空港線の延伸については、12月に国道11号線沿いの自動車販売店は移転されるという話でしたが、国道11号バイパスから松茂のパーキングまで延伸するところの用地取得率についてはおっしゃいませんでしたが、用地はすべて買収されているのですか。それから、工事については、その自動車販売店が12月に移転したら全線で工事に着手できるという状況なのか。それから、普通は重要な道路なのでテープカットか何かをして通行するのではないかと思いますけれども、加賀須野の開閉橋もしましたので、是非ともそういうことをしたらどうかと私は思います。私も本会議でPRをどんどんしてください、高速道路を使って徳島空港に来るためにPRしなければだめですよということを申し上げましたけれども、子どもさんが春休みで大人も旅行シーズンの2月末日か3月のいいときに、本当は春休みまでにテープカットもして、供用開始されて通行できるようになったら一番良いと思います。そう考えたら、県として県道徳島空港線の延伸の開通式をいつにしますぐらいはもう言える時期ではないのかと思いますけれども、どうでしょうか。

久保道路整備課長

まず、用地と工事の状況でございます。用地については、すべて買収済みで移転を待つのみです。工事につきましても、移転したらすぐにかかれるように準備を進めております。ということで工事と用地についてはこういった状況でございます。

それと、開通式のお話ですけれども、開通式は是非したいと考えております。もう一つ、時期につきましてもできるだけ早くということですが、今、諸般いろいろなことを調整中でございますので、この場におきましてはもう少し時間を頂きたいと思っております。

大西委員

答弁をお聞きして、平成26年度中の来年3月31日までに開通することは間違いないと思っておりますので、是非とも順調にいつてもらいたいと思っております。引き続き、開通式だけでなく、スマートインターチェンジを使って県道とアクセスさせて、徳島空港にたくさん来ていただいて利用してもらえるように今後PRをもっとしてもらいたいと思っておりますし、開通しましたということを大々的に広報もしていただきたいと思っておりますので、是非ともよろしくお願ひしたいと思っております。

岡田委員長

午食のため休憩いたします。（11時57分）

岡田委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時05分）

それでは質疑をどうぞ。

古田委員

部長から報告のありました基本方針の中で、2014年は本四高速共通料金エポックメイクの年ということで、更なる進化を遂げていくという御報告がありましたけれども、この2014年、本四高速が共通料金になって利用者がどうなっているのか、その動向についてお伺いをしたいと思います。

新居道路政策課長

共通料金になって、交通量、利用台数がどうなっているかという御質問でございます。私のほうからは本四道路、神戸淡路鳴門自動車道につきまして御答弁させていただきます。

この区間につきましては、7月、8月、ちょっと天候不順とかいろいろございまして、その期間につきましては若干減っております。ところが、4月から半年間の平均で比べてみますと、対前年度比はほぼ100ということで変わりがございません。そういった状況でございます。

神野高規格道路課長

私のほうからは、徳島自動車道について御報告いたします。

平成26年4月以降におけます徳島自動車道の1日当たりの交通量でございますが、4月から10月までになりますけれども、平均で約8,300台ということで、対前年度比といたしましてはマイナス5%ぐらいでございまして、平成24年度の交通量とほぼ同程度の水準となっております。

古田委員

今のお話をお聞きしますと、共通料金になったけれども余りその効果は上がっていないという状況のようですが、せっかく全国共通料金になりましたので、そういうことを生かして徳島を訪れる人を増やしていただきたいと思っておりますけれども、今後どのようにされていくのでしょうか。

この前、東京へ出張しましたときに地下鉄で徳島の案内をする広告の場面を見まして、徳島の存在を「vs東京」で知事も一生懸命に頑張ってくれておりますけれども、せっかく私たちが会派を越えて共通料金実現のために頑張ってきたわけですので、しっかりアピールして徳島を訪れる人を増やしていただきたいと思っておりますが、今後どのように取り組んでいくのか伺って終わりたいと思っております。

新居道路政策課長

高速道路の利用をどのように増やしていくのかということでございます。

午前中にもございましたが、四国横断自動車道の鳴門から徳島間がつながります。正に本四道路とも直結し、関西からたくさんのお客さんも来やすくなるということで、そう

いった広域交通ネットワークが整備されると、自然に交通量の増加というのも期待できるところでございます。やはりこの機会を逃すことなく、いろいろな機会をとらえてキャンペーンをやっていくということで、大きな開通がございますのでつながるということに関西方面でもアピールしますとか、来年、大鳴門橋が開通して30周年記念ということで記念事業も予定されてございますので、そういったキャンペーンなり行事なりを利用して、また、来年3月からは淡路島で花博がございますので、その辺でも兵庫県と連携してキャンペーンを行うというようなことも考えております。あらゆる機会をとらえて、いろいろな手段を使って交通量が増えるようなことを考えていきたいと思っております。

古田委員

本当に、本四高速共通料金ということで全国にアピールすることができるわけですので、そういったことも生かして、いろいろな機会をとらえて徳島を訪れる人を是非大きく増やしていただきたいと、このことをお願いして終わります。

藤田豊委員

昨日の危機管理部でもお伺いしたのですが、地域に合わぬ豪雪ということで、被災者の皆さんには心からのお見舞いを申し上げたい。また、本当に残念なことに、因果関係は別にしましても3名の方が亡くなられた。心からお悔やみを申し上げたいと思っております。

ただ、12月5日の大雪で国道192号線川之江トンネルを中心に大渋滞を起こしました。南国では思いも寄らぬ大渋滞だったわけでありまして。私は、本会議が終わりましたから家へ帰らせていただいて、テレビのスイッチを入れたら渋滞の映像が出ていました。

四国の中でも、先ほどの古田委員のお話のとおり、徳島自動車道というのは池田から川之江間は暫定2車線で高地を走っているということで、非常に冬の雪害に弱く通行止めになるという難所でありまして、経費もたくさん掛かります。四国の島民とすれば4車線化を早くしてほしいのですが、バランスの問題でなかなか費用がもらえない。通行量の問題もある。そういう中で、本州と四国の経済や観光やお互いの生活のインフラの場として十分活用させていただくべく、皆さんと頑張っている。

そのような中で管轄は国土交通省であるけれども、あの大渋滞で8時間から10時間という雪に閉ざされたトラック、そして、その明けに起こった限界集落の弱さ、山間集落のさま変わりようというものを目の当たりにして、昨日は危機管理部のほうで質問させていただきました。

今日はそういう意味で、皆さん方は一生懸命努力していただいたと思いますが、あの国道の大渋滞と麻痺した国道192号線、それからつるぎ町を通り、東みよし町の大藤、奥村に通じる道路、そして三好市の井内地区へ通じる県道、それから、つるぎ町の大藤へ行く半田八千代線の県道は皆さんとどのような関係にあって、皆さんがそのときにどのような思いを今回の豪雪災害で受けたか、お知らせいただきたいと思っております。

久保道路整備課長

県管理道路を管理する者としてお答えさせていただきます。

今回の豪雪について、集落に至る県道が長期間通行止めになったところでございます。これにつきましては、予想外の積雪で多くの倒木があったということで、通行止めが長期間になってしまいました。

県としましては、まず倒木を除去して緊急車両が通れるようにして、緊急車両のみまずは通して、その後、倒木を更に除去した上で一般車両を通れるようにいたしております。

今回の雪害を受けまして、やはり山間部の道路といいますのは、特に樹木が道路際まで来ているということで、今後は農林水産部とも連携して倒木対策等を進めてまいりたいと考えております。

久住道路局長

委員のほうから、このたびの事態についてどのような思いで取り組んだかという御質問がございました。今、道路整備課長から経過も申し上げましたところではございますが、改めまして、もう一度12月5日を振り返らせていただきますと、私どものほうに国土交通省から第一報のファクスが届いたのは午前9時過ぎでございました。担当から私のほうに報告がありまして、これは非常に事態が大きいという思いをいたしました。即座に庁内の情報共有並びに危機管理部への伝達ということを指示いたしまして、その後の対応を十分に図るよう心がけたところでございます。

危機管理部におきましては、午後1時に早速、災害対策連絡本部が設置されたところでありまして、同時に県土整備部におきましても、道路班、公共土木対策班の2班体制により県管理道路並びに市町村道路の情報収集に努めるべく、災害対策連絡本部との連携を始めたところでございます。その日のうちには報道等もございまして、国道192号線と徳島自動車道という限られたエリアの情報でございました。夕方になりまして、つるぎ町半田地区等におきましても通行止め等の情報が入りましたし、報道等でも東みよし町のあたりの報道も出てまいったところでございます。

その日のうちに早速、我々も道路班としまして西部総合県民局からの情報収集並びに市町村の方々からの情報収集を行いまして、十分な対応をとるよう努めたところでございます。その次の日になりまして、午後に至るまでに朝の情報をまとめましたところ、このような事態になるまでの情報はまだ届いていなかったところではございます。

ところが、午前中、再度私のほうにかなり厳しい状況にあるという情報も入りまして、とても通常の班体制で現場の作業が行えるような状況ではないと思いましたので、そのような情報も危機管理部に連絡をしまして、早速、危機管理部のほうから自衛隊の派遣を要請していただくべく市町村との連携をとっていただいたところでございます。

私どもとしましては、この事態は非常に大きいと当初から思っておりましたことに加えまして、県西部の局地的ではないかなり広い面積でかなり雪深いところに、しかも倒木が後でわかったことですけれども、非常に除雪を妨げる事態になったという経過を見るに至ったわけでございます。

委員おっしゃられましたように、原因はともかく3名の方の尊い命が失われてしまいました結果を考えますと、何としてもこのような事態を避けたいという思いは強く持っております。

先ほど道路整備課長が申しましたように、今後まだまだ雪の時期は続きますので、しっかりと今の現状に対策をとるべく、早速本日、現地のほうで農林水産部、西部総合県民局、県土整備部、電力会社と打ち合わせをしまして、まずは当面のできる対応を考えているところでございますので、県民の皆様方の安全・安心をしっかりと確保できるように、関係部局、市町村、国と連携いたしまして取り組んでまいりたいというところでございます。

藤田豊委員

冒頭に言いましたように、南国ですから北海道や東北、日本海側の豪雪地帯の道路に携わる人との感覚や行政的ノウハウが確かに違うと思います。その中で、ああいう豪雪の中で本当に一生懸命頑張っていた。先ほどの報告のとおり、部局としては一生懸命やってくれたのだろうと、昨日も危機管理部のほうでそのような話もいたしました。

ただ、お互いに一生懸命したけれども行政に瑕疵はなかったのだろうか。これからの課題としてとらえると、大変な犠牲を払った中での大きな勉強になった。それから行政全般で言えば、やはりいろいろな地域異変が起こっていて、道路管理の方も同じだろうと思います。まさかここまで通行が不可能になるというのは、もしかしたら考えていなかったかもわからない。けれども、今、国土強靱化をやっていますが、それだけ地域のいろいろな生活力、保全力がトータル的には薄らいできている。そういう意味では、本当に南国としてのいい勉強をしたのかもわかりません。

ただ、私どもは地元を見たときに、やはり人口の比例とともに行政力もだんだん衰えてきている。例えば、西部総合県民局の県土整備部の職員数にしても相当減ってきて、当然、作業班というのは激減している。そのような中で、行政が民間を登用しながら何とか県道を維持管理したいということで、業者と協力をしながら道路を管理してきている。

今回、国道 192 号線が 10 時間ぐらいで開通したということは、南国としては早かったかもわからない。けれども、県道は民間の協力を得ながら、その地域の幹線道路だけでも入れなかったのか。そこに業者も点在していて、お互いに連絡しながらでも無理だったのかどうか。その辺、もし県土整備部の中で把握しているのであればお教えいただきたい。

久保道路整備課長

今回の道路の除雪対策について、重機や人が足りなかったのかというお話かと思います。

通常、先ほど委員お話のように、道路には路線管理業者というのを年次協定で締結して、災害時の対応等をしているところでございます。

ただ今回、美馬庁舎と三好庁舎におきましては、徳島県建設業協会的美馬支部及び三好支部に支援を要請いたしまして、路線管理業者以外の業者からも応援を頂いて除雪作業を行ったところでございます。

藤田豊委員

一般業者の人は入ったのですか。

久保道路整備課長

入りました。

藤田豊委員

その割には、幹線道路までおかしかった。例えば、昨日お話ししましたように市道とか集落への連絡道、これは農林水産部との関係もあります。倒木とかがありました。けれども県道というのは、その集落だけに行く道というだけではなくて、その地域全体を縫う道です。それが果たして今回機能したのか。

例えば、井内地区というのは腕山へ行く道がある。それが中津を越えてどの辺まで行けて、最終、井内地区の南と西だけがなぜ孤立したのか。八千代地区ではつるぎ町のところの県道はどこまで行けて、なぜ復旧するまで一週間掛かったのか。

私どもは、メディアからしか情報が入りづらい。ただ、結果的には皆さんも努力して、あの豪雪の中で後の対応も迅速でしたし、害が少なかったという行政の努力は認めてあげなければいけない。凍結しているから車が通れないのはわかりますが、反省する点として、せめて消防団ぐらいが下から上がれるようなことは出来なかったのだろうか。

そういう意味では、今回の雪害について各部局で今後どのような精査をし、どのようにやっていくかということについてどう考えているのか。昨日は危機管理部だけではなく、農林水産部や県土整備部と横断的な中で考えてほしいというお願いもしてきました。県土整備部とすれば、今回の雪害でこういった点には気が付かないといけないとか、早速対応したということもあると思います。その辺はどうお考えになっているのか、対応の仕方をお聞きしたいと思います。

久保道路整備課長

今回の雪害を受けまして、まずは除雪の体制強化ということで、いわゆる初動が即できるようにということで、気象情報の一層の確認や事前情報の入手に努め、さらに庁舎、市町村、電線関係事業者との情報共有に努めたいと考えております。

また除雪対応といたしまして、体制立ち上げの前倒しによりまして、融雪効果の高い凍結防止剤の事前散布とか円滑な除雪機器の配備により、効果的、効率的な除雪対策に努めたいと考えております。

久住道路局長

若干の補足をさせていただきますと、今回、県庁で待機体制をとっておりまして一番感じておりましたのは、やはり現場の情報がいち早く欲しいということです。今どのような状況にあるのかというのが、リアルタイムではさすがに難しいとは思いますが、できるだけ円滑に入ってくるようにどのような工夫が必要か、これは痛切に感じているところでございます。これは何よりも人の力に頼るところが大だと思いますので、先日も道路管理者によります国、県、市町村、NEXCOの担当の方に来ていただきまして、今週末の雪に備えての会議を行ったわけですが、やはりそういう会議を、例えば注意報が出たり予想される場合にはもっと早く、事前にお互いの連絡がとり合えるようなことからスタートして、今の現状をできるだけ皆さんと共有できるようにし、即座に資材の調達とか、

あるいは機材の調達ができるようにしていきたいと思っております。

また、建設業の方々におかれましては、このたびも6日間連続して現地に当たっていただきまして、本当に感謝を申し上げているところでございます。県西部における建設業というのは皆様御承知のとおり、非常に厳しい状況の中、重機類あるいは若手の労働者が非常に少なくなっている、そのような中で、やはり地域の方にとってなくてはならない土砂災害対策であるとか、あるいは、この度の豪雪対策であるとか、やはり建設業の方々のお力は非常に大きいと、今回改めて感じたところでございます。

委員のおっしゃるとおり、このたびの対応に当たっていただきました建設業の方々だけでは時間も掛かってしまったという結果はあるのですけれども、県道の状況だけに限らせていただきますと、当時の状況は、例えば小谷西端山線の地区につきましては、八千代の小学校から奥200メートルほどのところで倒木が起きまして、一時通行止めになりました。しかし幸いにして、その区間につきましては町道による迂回路がございますので、その迂回路の復旧によりまして、数時間後には万才地区まで、大藤・奥村地区に入ります交差点付近までの県道の確保はできた。ただし、その間も非常に厳しい積雪状態だったと思われまますので、十分だったかは別にしまして、一応通行は確保できました。ただし、そこから奥の町道の除雪作業等が非常に難を極めたという状況でございます。加えて、東みよし町の大藤地区とか奥村地区におきましては、つるぎ町側から入っていくのが通常ルートでございます。もう一つは東みよし町から入ります三加茂東祖谷山線という県道もありますけれども、これは栈敷峠という1,000メートル級の峠まで行きましての尾根伝いに入っの現地への到達ということで非常に遠回りになりますし、先日、私も栈敷峠を越えて行ってまいりましたが、非常に豪雪地帯でございます。倒木も多うございました。ここでは、その日のうちにはとても到達できる状態ではなかった。そういった幹線道路についての早期の対応というのは、当時徐々にですけれども、進めていったという状況でございます。

この点につきましては、なかなか報道等では十分な承知ができていなかったかもわかりませんが、復旧状況の紹介等につきましてもホームページ、あるいは皆様方のお手元に届くような別の方法があれば、更に工夫して情報の開示に努力していきたいと思っております。

藤田豊委員

いろいろと説明していただきましたが、一生懸命努力していただいたと思います。御答弁には敬意を払いたいと思います。

ただ、高齢化、過疎化が進む中で、私どもはそういうところから代表として出させていただいておりますが、皆さん方も地域の安全・安心とライフラインの確保のために命の道路、災害に強い道路を強靱化の中でやらなければと、計画はたくさん立ててくれる。しかし、予算の関係などの問題で一気に解決するというのは非常に難しい。その間に、その地域の持った現状が、私どもが認識する以上に疲弊をしてきている。これも事実ですので、危機管理の観点でお話をしてもらって、一生懸命に計画の立て直しをしながらやっていかなければならない。そして、今できることは何なのか。これは災害の後でお互いに言うこ

とですが、あえて言わせていただくと、災い転じて福となす方法を再構築してもらわなければならない。いろいろな分析の中で、お互い責任を持って、県民に堂々と話ができる施策を考えるためにはどうするのかという警鐘が鳴らされたのではないかという気がしております。

幹線に危ない樹木があるのであれば、秋口に除去しておく。これは当たり前の話で、それには余り予算は要らないはずですが。道路を直せといったら大変な予算が要りますけれども、危険箇所の点検というのは、再度見直さなければならないのではないかと。せめて部局ができる役割、そういうものについては再構築をし、そして考え直していただきたい。こういう思いを強く持っているのが今回の災害ですが、地域のインフラとか、昨日も委員長から話が出ました安否の確認がきちんとできるようなことも大事です。いろいろやることは各部局にたくさんあるのですが、道路管理者としてライフラインの確保という観点からいうと、今回の教訓の中での中山間の道路管理、そして業者との在り方についてどう考え検討をするのか、お教えいただきたい。

久住道路局長

考えますに、当面の措置をまずやる必要があると考えておまして、まだ現場に残っております危険な倒木等を、できるだけ速やかに取り除いて危なくないようにしていくことをまず念頭に置きまして、農林水産部、電力会社、NTT、あるいは市町村と連携してやっていきたいと思っております。

これから少しスパンを置く意味で、来年度あるいは今後、このような事態に備えること、秋口には事前に点検をして管理者が相互に同じ箇所を確認する、そういうことが大事だろうと思っております。

そのためには、どのような道路がそういう箇所か、あるいはどのようなエリアがそういう箇所に該当するのか。これをしっかりと計画に位置づけまして、先日も国土強靱化の計画の中で豪雪対策ということで位置づけをしていただいております。この箇所におきましては緊急輸送路、あるいは生命線道路の整備を促進していくというテーマを入れさせていただいております。

緊急道路につきましては説明は不要かと思っておりますけれども、生命線道路につきましては、地域で孤立した集落の生命線道路ののり面対策、併せてこのような事態に備えて危険なものを除いていく、そういう箇所を西部では当面やりまして、県南地域にもそういった地域があろうかと思っております。やはり雪だけでなく、豪雨等の災害等もありますし、そういった面でも生命線道路としての役割をしっかりと保てるように、道路管理者のみならず、関係する農林水産部と連携してエリアを決めて優先順位を付け、それをしっかりと計画に位置づけて整備していくということが、まず考えられると思っております。そこからスタートをさせていただきながら、また、委員の皆様方の御指導を頂きながら、前向きにやっていきたいと思っておりますので、御指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

藤田豊委員

広島市の土砂災害についてお話させてもらった経緯もありますが、補正予算を相当組ん

で危険箇所の点検をし、いろいろな対応もしていただいている。今回の雪害ですが、中山間を持った集落の機能がものすごく衰えてきている。それともう一つは、前々から言うておりますように行政力の低下、これは職員数を増やせとは言いませんし無駄な職員は要りませんが、地域で現場へ入る人が非常に少なくなってきている。先ほど言いましたように、県土整備部の職員、それから農林水産部の職員や総合県民局とのコンセンサスが図れる職員が非常に少なくなってきているということは事実です。そのままやると情報交換が非常にしづらいので、いろいろな形を使っていただきたい。それが、民間を生かすということになり、県土整備部はともすれば業者との癒着と言われて、業界の人と話をしたら何か悪いみたいな話がありますが、それは本末転倒だろうと思います。

今こそ、例えば建設業協会や土木協会、治山協会などいろいろな協会が全国にありますので、行政との情報交換をしながら、地域のインフラをきちっとやりませんか。その力を借りて、危険箇所の優先順位を付けたらいいと私は思います。やみくもに業者と一緒に話し合いをすれば、全部談合だという話をしていると、後であおりを食うのは県民であり国民である。だから、そういう面は堂々とお互いの主張をしながら、人が減った中で人をどう活用するかというのは、お互いに考えていかなければならない。是非、組織ややり方を再度見直して、お互いに県土の安全・安心ができるように再構築をしていただきますように、心からお願いをしておきたい。強く御要望をしておきたいと思います。

本当に一週間という長期間の雪害の対応については、反省の上に反省も重ねて、また新しい方法も探し出しながら、地域の安全・安心のために県土整備部が寄与していただくことを心から御期待申し上げて、終わらせていただきます。

臼木委員

去る13日に知事の御挨拶の中でも出ておりましたが、北島町太郎八須地区における避難場所の設置について、当初は国土交通省においては、高速道路は自動車が走るところで避難するところでないと言われ無用な扱われたこともあり、大変苦慮をしたようであります。

あの太郎八須地区というのは本当に工場地帯で、何も避難場所がありません。知事が何度も足を運んだとおっしゃっておいりましたし、私どもも請願に署名をしてお願いをした、長年の悲願でありました避難場所が日本で初めてできたということでございますが、本当に地域の方は喜んでおります。広さも900人分確保できるということで、県当局、そして小林県土整備部長も国から赴任されているので特にお力を入れていただいたのだらうと思いますが、地区の皆さんが深く感謝されておりました。

今後とも、あれが第一号ですから、またほかの地区でも設置していただくようお願いを申し上げ、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

杉本副委員長

私からもお礼を申し上げたいと思います。出原地区の水害対応について、早くも対応していただいてありがとうございました。

今まで那賀川の河川、細川内ダム問題について、ほぼ初めから私はかかわってきました。その中でいつも思いますのは、間違った情報、根拠のない情報というのが先に走っていく。

今度も、既に輪中堤や加茂谷地区の堤防の話が出ておりますが、それらも既に大変難しいという話が入っています。なぜかといいますと、長安口ダムの操作間違いで我々は被害者だという意識が既にある。ですから、それに対して補償をもらうというところから始まりますから、おそらく和食地区の堤防も難しいだろうとすぐに想像ができるし、加茂谷地区に至ってもそうです。

昭和の初期から今までやってきた河川工事で、加茂谷地区にまだ堤防ができていないというのは、地形や川の流れから見て遊水地にせざるを得ないということであった。その中には利害関係もあって、我々だけがどうしてこのような目に遭うのかという底辺がずっとありました。それに対して、後に長安口ダムが操作ミスということをすぐに言うてしまうものですから今に至っている。そうではありませんか。お答えいただきたい。

森河川振興課長

那賀川におけます浸水についての御質問でございます。

委員のほうからもお話がございましたけれども、過去、何度となく大きな出水のたびごとに、例えば那賀町の和食地区、あるいは阿南市ですと加茂谷地区ということで、甚大な被害が発生しているところでございます。

今回の台風11号におきましても先ほどからお話がございますように、和食地区あるいは加茂谷地区におきまして甚大な被害が発生したということで、これにつきまして、今現在、国、県が連携して検討会を進めているところでございますけれども、基本的に我々が考えておりますのは、やはりここでしっかりとダムの操作も検証していただいて、間違いのないということを確認した上で、治水対策をしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

杉本副委員長

ここに今からのスケジュールが出されていますが、とにかく合理的に科学的にきちんと理解してもらおう説明をしないといけない。細川内ダムがなぜ出来なかったか。旧木頭村に反対者がいるのはわかります。これは現場ですので当たり前で、その次に多かったのは、町村別に分けてみたらどこが多かったと思いますか。

森河川振興課長

済みません。どこということはございませんけれども、下流地域におきましても強い反対があったということで認識しております。

杉本副委員長

人数的には阿南市で、その次に旧鷺敷町です。細川内ダムの反対ということで、熱心度が強かったのは旧鷺敷町です。このような社会を生んできたのですから、きちんとした科学的な説明、長安口ダムが小さすぎるぐらいまで教えてあげてください。補償の有無についても、どちらかということをしちんとしないといけない。右か左かわからないという話をしてその場だけ逃げていくようなことは、今回はしないようにしていただきたい。

安心して暮らしたいという人はたくさんいらっしゃるのに、周りの人に振り回されて中

身がいつも出来上がらない。どうか、そのことを認識していただいて、今から説明に入っていたきたい。よろしくお願いいたします。

次に、藤田豊委員から建設業者の評価がされておりましたが、実際、私どもが生活している地区でも、毎朝業者の方が道路に塩をまいておられます。私どものほうは、大体区間を決めてやってもらっていて、大変ありがたいと思っております。ただおもしろいのは、業者によって時間が違うということです。真面目な業者は6時過ぎ、暗いうちから起きてきてずっとまいている。別の業者は昼過ぎで、暖かくなって解けたところにまいている。

このようなこともありますので、地域貢献度にABCランクを作ってはどうか。業者にさせるのであればきちんとルールを持たないと、昼から来てまいてくれても意味がありません。今度の大雪災害や台風11号のときに関係ないという顔をしている業者もあれば、一生懸命にボランティアに来た人もいます。ですから、私も森林組合の会で話をしようと思っております。我々森林組合は木材の手数料で今まではやってきましたけれども、御承知のとおり林業の再生基金とか次世代型基金をもらっております。公的な金で運営するようになった以上、困ったところには参加しないといけないのではないかという話をさせてもらおうと思っておりますけれども、森林組合でも格差があります。協力しているところと関係ない顔をしているところがありますから、一回ルールを作ることを考えてみませんかということ提起したいと思っております。

その辺は考えていかないと、努力している者としらない者が一緒という話でしたら、しないほうがましということになってきますから、是非ともお願い申し上げたい。よろしくお願いいたします。

九十九建設管理課長

このたびの災害時におきまして、やはり頼りになるのは地元の建設企業でございまして、地域貢献度の評価というお話で、路線管理、道路管理の部分ではございませんけれども、現在、深夜などに緊急出動を要請されて活動を行った場合ですとか、異常気象の応急工事に関する協定を締結している場合などには、格付におきましてその実績を評価するという行っておりますし、また地域貢献度として、そういう緊急要請活動の実績を総合評価落札方式でも一部評価をさせていただいているという状況でございます。

杉本副委員長

している業者としていない業者の差をつけませんかということです。例えば、私の地区の一番奥の人は、トンネルを抜けて向こう側まで行って通行止めの看板を置いています。その人は県土整備部から依頼されていて、4年も行っております。それでは帰れない日があるのではないかとお聞きしましたら、歩いて帰ってきたときがあるとおっしゃっていただきました。これほど真面目に行っているのに、地元の業者は苦勞しております。ここを考えるとくださいと申し上げております。

九十九建設管理課長

格付におきましても総合評価におきましても、委員がおっしゃるような地域貢献の部分

を加味しまして制度を構築しておるところでございます。今後いろいろと検討してまいりたいと考えてございます。

杉本副委員長

いろいろの検討とはどのようなものかと思いますが、どうか、地域の人や業者が生き生きとした活動が続けていけるようにしていただきたい。よろしくお願いします。

岡田委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第11号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、
議案第29号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付しております請願文書表を御覧ください。

初めに、請願第21号「県管理河川「岡川」の改良・改修工事について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

小林県土整備部長

岡川は昭和46年度から阿南市道文化橋から上流3.4キロメートル間の河川改修に着手しております。清水橋上流から県道羽ノ浦福井線西方橋の間につきましては、本格的な改修工事に着手するまでの対応として、現地の状況を十分把握した上で、治水上支障となっている場合には伐木や浚渫等の対応を行ってきたところであります。

岡川は改修延長が長いことから、早期に改修効果を発揮させるため文化橋から国道55号清水橋までの約1キロメートル区間を重点区間として集中的に整備を進めているところであります。

清水橋上流部の改良・改修工事につきましては、下流部の整備に引き続き「多自然川づくり」を基本として整備を進めることとしております。

今後とも地元関係者の御協力を得て、早期整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

岡田委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第23号「卯辰トンネル（仮称）建設の早期実現について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

小林県土整備部長

主要地方道徳島北灘線、大麻町桧から北灘町折野間につきましては、北灘町折野で改良工事を進めており、今後とも早期完成を目指して整備促進に努めてまいります。

また、卯辰トンネル（仮称）につきましては、残る未改良区間の整備状況や道路予算の状況等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

岡田委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第27号「一般県道大京原今津浦和田津線の自歩道（通学路）の設置について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

小林県土整備部長

県道大京原今津浦和田津線の阿南市那賀川町江野島から小松島市坂野町の間につきましては、一般国道55号と並行し、地域の方々の生活道路としての役割を担っています。

陸上自衛隊徳島駐屯地が、那賀川町小延地区において、平成24年3月に開設されており、当該路線の自歩道の設置につきましては、今後の道路交通量の動向や道路予算の状況等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

岡田委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定をいたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第21号，請願第23号，請願第27号

これをもって、県土整備部関係の審査を終わります。

次に、委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（14時11分）